

事業者指定について

大分市内に住所を有する指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定障害児通所支援事業者及び指定相談支援事業者（以下、事業者等）の新規指定や追加、変更等は、中核市である大分市が行っております。

なお、指定障害児入所施設の指定は、大分県が行っております。

（１）新規指定及び追加の手続き

事業者等の新規指定や追加を行う場合は、次のとおり手続きをお願いします。

①連絡

新規指定や追加を行う場合は、指定を受けようとする月より3か月前までに事前の連絡をしてください。

ただし、建物等の新築・改修等の工事等を伴うものについては、設備基準の適合等に関して図面協議を行う必要がありますので、必ず工事着工前に相談してください。

（例）・グループホームを創設したい。

- ・就労継続支援A型事業所に加え、新規に放課後等デイサービス事業所を始めて多機能型事業所にしたい。

②具体的な内容の聴取

連絡の後、具体的な内容の説明をしていただくため、聴取を行います。

この時、具体的な内容をまとめた概要書（代表者印不要）を作成し、提出していただきます。

③要望書の提出

聴取した内容を基に障害福祉課内で協議を行います。

協議の結果、問題がなければ、指定を受けようとする月の2か月前までに要望書（代表者印要）を提出していただきます。

その際には、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者及びサービス提供責任者の要件となる、資格、研修の修了及び実務経験が確認できる書類や建物図面を添付してください。

また、訪問系サービスを除いた事業者の指定の場合は、利用予定者の名簿一覧を添付してください。

※利用者の申請書等の提出（訪問系サービスを除く。）

指定を受ける前までに、利用予定者全員分のサービス等利用計画を作成する必要があるため、指定を受けようとする月の2か月前までに利用者の申請書等を別途提出してください。

④協議の開始

指定に必要な基準や条件等を確認するため、申請者と協議を行い、必要に応じて修正等を行いながら指定内容を決めていきます。

⑤指定申請書の提出

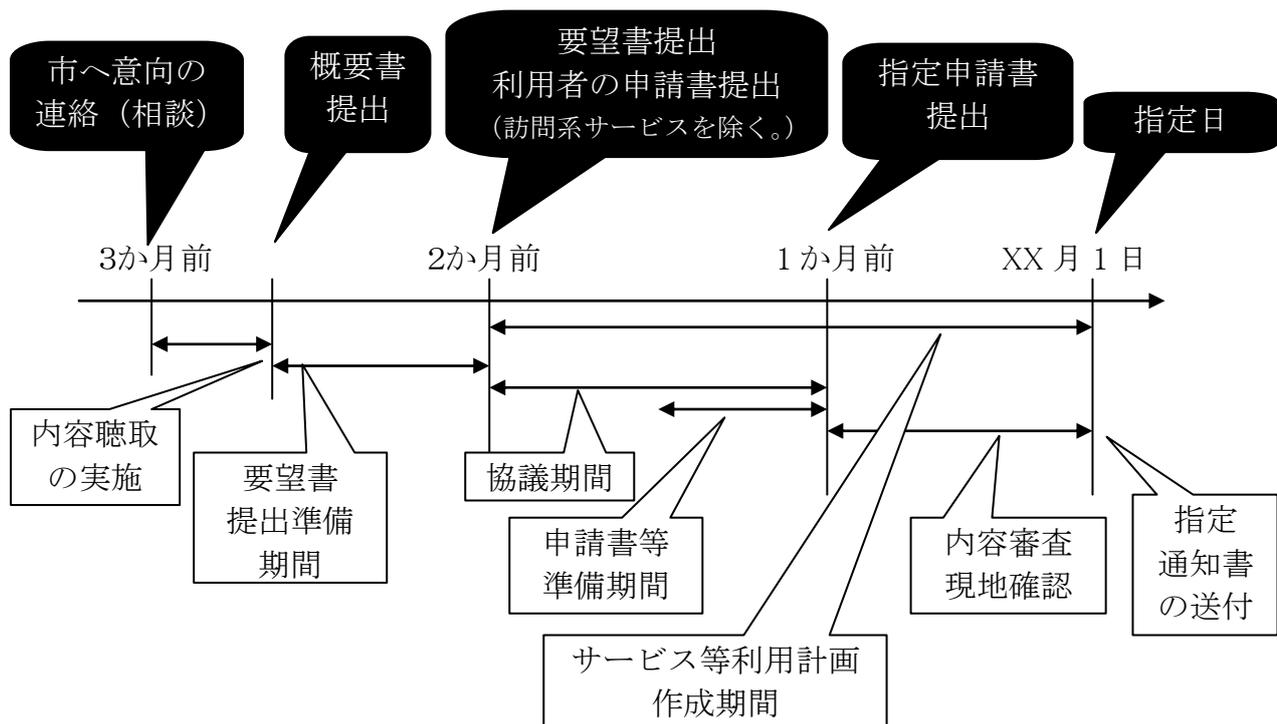
協議によって決定した内容を基に指定申請書及び添付書類等を作成し、指定を受けようとする月の1か月前までに提出してください。

⑥現地確認

通所施設やグループホーム等は、現地で事業所の確認を行います。

⑦事業者の指定

指定は原則、翌月1日とし、指定日の前までに指定通知書を送付します。



(2) 変更の手続き

事業者等の変更等を行う場合は、次のとおり手続きをお願いします。

① 連絡

サービス管理責任者の追加や運営規程の変更などの軽微の変更がある場合は、変更の日から10日以内に変更届及び添付書類等を提出してください。

- (例)
- ・管理者やサービス管理責任者を変更した。
 - ・定員を〇〇名増員（減員）した。
 - ・運営規程を変更した。

ただし、生活介護、就労継続支援（A型、B型）及び児童発達支援、放課後等デイサービス事業所の利用定員の増加については、変更指定申請となりますので、別途大分市障害福祉課までご相談ください。

また、出張所等の創設、通所施設の移転など施設や設備の変更を伴うものは、創設等をする月より3か月前までに事前の連絡をしてください。

ただし、建物等の新築・改修等の工事等を伴うものについては、設備基準の適合等に関して図面協議を行う必要がありますので、必ず工事着工前に相談してください。

出張所の創設等の手続きとしては、変更届になりますが、次の②から⑤まで「(1)新規指定及び追加の手続き」に準じた手続きが必要となります。

②具体的な内容の聴取

連絡の後、具体的な内容の説明をしていただくため、聴取を行います。

この時、具体的な内容をまとめた概要書（代表者印不要）を作成し、提出していただきます。

③要望書の提出

聴取した内容を基に障害福祉課内で協議を行います。

協議の結果、問題がなければ要望書（代表者印要）を提出していただきます。

④協議の開始

指定に必要な基準や条件等を確認するため、申請者と協議を行い、必要に応じて修正等を行いながら内容を決めていきます。

⑤現地確認

通所施設やグループホーム等は、現地で事業所の確認を行います。

⑥変更届の提出

協議によって決定した内容を基に変更届及び添付書類等を作成し、変更の日から10日以内に提出してください。

(3) 建築基準法その他の法令等の遵守

指定障害福祉サービス事業及び指定障害児通所支援事業等を行う建築物については、建築基準法、消防法その他の法令等に適合していなければなりません。そのため、新規指定の申請書等の提出をする前までに、法令等を所管している各部署と協議を行い、手続き等を済ませておくようにしてください。

指定障害福祉サービス事業及び指定障害児通所支援事業等を行う建築物については、その多くが建築基準法上、避難行動要支援者が利用する用途の建築物である「児童福祉施設等」と位置付けられ、規制が強化されておりますことから、規制等に応じて防火や避難に関する様々な設備が必要となる場合がありますので、早めの手続き等を行うようにしてください。

(4) その他

①指定の更新

事業者の指定は、6年ごとに更新の申請が必要であり、更新の指定を受けなければ

効力を失います。

②事業所の廃止、休止、再開

事業所を廃止、休止するときは、その1か月前までに、その旨を届け出ることが必要です。

また、休止中の事業を再開した場合は、10日以内に、その旨を届け出ることが必要です。

③報告等

必要があると認めるときは、事業者や従業者等に対して報告を求めることや帳簿書類等の提出、検査等を行います。

④勧告、命令等

従業者の知識若しくは技能又は人員について大分市条例で定める基準に適合していないとき、又は事業の運営に関する基準に従って適正な運営をしていないと認められるときには、勧告をします。この勧告に従わない場合には、公表、命令を行います。

⑤指定の取消

以下の事由に該当する場合は、指定の取り消しを行います。

ア. 従業者の知識若しくは技能又は人員について大分市条例で定める基準を満たすことができなくなったとき。

イ. 大分市条例に定める運営基準に従って適正な事業の運営ができなくなったとき。

ウ. 介護給付費等の請求に関し不正があったとき。

エ. 市が求める報告又は帳簿書類の提出・提示に従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

オ. 市が求める出頭に応じないとき、質問に答弁しないとき、若しくは虚偽の答弁をしたとき、又は検査を拒み、妨げ、忌避したとき。

カ. 不正な手段により事業者の指定を受けたとき。